

(介 201)

平成 31 年 3 月 20 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦

要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に当たっての介護報酬算定に関するQ&Aについて

(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 9) (平成31年3月15日))

入院中の患者以外の患者で、標準的算定日数を経過した要介護・要支援被保険者（以下、「要介護被保険者等」という。）に対する医療保険上の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料（以下、「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーション料」という。）に係る経過措置の終了に当たって必要な対応につきましては、平成31年3月12日付け（介197）（保310）にて担当理事あてにご連絡申し上げたところであります。

当該通知でもご連絡させていただきましたが、本年4月より新たに介護保険のリハビリテーションを提供する場合、本来であれば本年3月中に所定の手続きを済ます必要がありますが、現場での対応が現実的に困難であることも予測されることから、日本医師会から厚生労働省に対し、柔軟な対応を強く要請し、厚生労働省老健局より、介護保険の指定及び介護給付費算定に係る届出等の取扱いに関するQ&Aが発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本Q&Aにおいては、医療保険から介護保険への円滑な移行を促進する観点から、維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を2019年3月までの間において算定していた保険医療機関が、2019年4月1日以降に新たに介護保険におけるリハビリテーション事業所の指定を受けようとする場合、2019年9月30日までの間、2019年4月1日までに指定があったものとみなされることや、介護給付費の算定に係る体制等に関する届出等についても、2019年4月時点で算定要件を満たしていれば、同様の取扱いとされるということが示されております。

なお、前述の本会からの文書において、厚生労働省のホームページにおいて、介護保険上の通所リハビリテーションの情報に関する情報提供が行われる旨をお知らせしておりましたが、平成31年3月14日に開設されましたので、併せてお知らせいたします。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/rehabilitation.html>)

今般、新たに介護保険事業所としての指定及び報酬算定に関する届出等を行う際には、厚生労働省を通じて丁寧な対応を要請しておりますので、まずは都道府県、指定都市、中核市へご相談ください。また、ご不明な点がございました場合は、日本医師会保険医療部介護保険課までご連絡ください。必要に応じて厚生労働省とともに、引き続き対応について協議を行ってまいります。

記

【日本医師会ホームページ掲載】

(Q&A)

○「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.9)(平成31年3月15日)」
の送付について

以上



事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 15 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 9）（平成 31 年 3 月 15 日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日、「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 9）（平成 31 年 3 月 15 日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.9)

(平成 31 年3月 15 日)

【訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】

- 新たに事業所の指定を受ける場合の指定の遡及の取扱いについて

問1 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を2019年3月までの間において算定していた保険医療機関が、平成31年4月1日以降に新たに訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション(以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。)事業所の指定を受けようとする場合に2019年4月1日に遡及し、指定があったものとみなすことは可能か。また介護給付費の算定に係る体制等に関する届出についても同様に、2019年4月1日に遡及し、届出があったものとみなすことは可能か。

(答)

医療保険から介護保険への円滑な移行を促進する観点から質問のような保険医療機関が介護保険の指定を受けようとする場合、介護保険担当部局においては2019年9月30日までの間、2019年4月1日までに指定があったものとみなして差し支えない。介護給付費の算定に係る体制等に関する届出等についても2019年4月時点で算定要件を満たしていれば、同様の取扱いをして差し支えない。

なお、サービスを提供した際の保険給付を受ける時効については2年間となっているところ、上記取扱いにより指定を遡及した場合のリハビリテーションの提供に係る報酬についても、サービス提供から2年間は請求可能である。

【通所リハビリテーション】

- 所要時間の取扱いについて

問2 維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を2019年3月までの間において算定していた保険医療機関が、平成31年4月1日以降に新たに通所リハビリテーション事業所の指定を受け、リハビリテーションを提供しようとする場合に、実際の提供時間が1時間以上2時間未満を満たさない場合であっても当該単位数を算定することは可能か。

(答)

医療保険から介護保険への円滑な移行を促進する観点から、維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料を算定していた患者が1時間以上2時間未満の指定通所リハビリテーションの利用を開始した場合、実際の通所リハビリテーションの提供時間が1時間より短くなった場合であっても、2019年9月30日までの間、1時間以上2時間未満の場合における単位数を算定することとして差し支えない。